

# 渡航手続代行条件書



※この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。渡航手続代行契約が成立した場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1. 渡航手続代行契約

- (1) この契約は、日通旅行株式会社（東京都港区新橋1-5-2 観光庁長官登録旅行業第1937号）の支店（以下「当社」といいます。支店名及び所在地はパンフレット等に明記します）がおお客様の依頼により、お客様の渡航に必要な手続の代行に係る契約であり、依頼したお客様は当社と渡航手続代行契約を締結することになります。
- (2) 当社が契約を締結するお客様は、以下のとおりとします。
  - ① 当社と募集型又は受注型企画旅行契約を締結したお客様。
  - ② 当社と手配旅行契約を締結したお客様。
  - ③ 当社が募集型企画旅行取扱受託契約を締結している他社の募集型企画旅行を当社が販売したお客様。

## 2. 渡航手続代行業務の種類

当社が第6項に定める渡航手続代行料金を収受して、お客様の依頼により次に掲げる代行業務の全部又は一部を行います。

- (1) 旅券・査証・再入国許可書・予防接種証明書等、各種証明書の取得手続の代行に関すること。
- (2) 出入国手続書類の作成に関すること。
- (3) その他本項(1)、(2)に付随する業務。

## 3. 渡航手続代行契約の申込

渡航手続代行契約を申込もうとするお客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し提出いただきます。

## 4. 渡航手続代行契約の成立

- (1) 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理したときに成立いたします。
- (2) 当社は本項(1)に関わらず、電話、郵便その他の通信手段による渡航手続代行契約を受け付けることがあります。この場合、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立いたします。
- (3) 渡航手続代行契約が成立したときは、当社は代行業務の種類、渡航手続代行料金の額、そのお支払方法及び当社の責任等を記載した契約書面を旅行者に交付いたします。

## 5. 渡航手続書類の提出

お客様は、当社が指定する日までに渡航手続に必要な書類及び資料(以下、「渡航手続書類」といいます。)を提出いただきます。

## 6. 渡航手続代行料金とその支払時期

- (1) 渡航手続代行料金は契約書面及び別紙(旅行業務取扱料金表)に明示いたします。
- (2) 渡航手続代行料金は当社が契約書面に記載した日までにお支払いいただきます。
- (3) 当社が本邦の官公署、在日外国公館その他に手数料、査証料、委託料その他料金(以下「査証料等」といいます。)の支払いを必要とする場合は、前号に関わらず、別途当社が指定する日までに当該査証料等をお支払いいただきます。
- (4) 代行業務にあたり、書類等の郵送費、交通費等の経費が生じた場合は、当該経費はおお客様の負担とします。お客様は、当社が指定する日までにそれらの経費をお支払いいただきます。

## 7. 契約締結の拒否

- (1) 次に掲げる場合においては、当社は渡航手続代行契約の締結を拒否することがあります。
  - ① お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - ② お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ③ お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - ④ その他当社の業務上の都合があるとき。

## 8. 契約の解除

(1) 次に掲げる場合においては、当社は既に締結済の渡航手続代行契約を解除することがあります。

- ① お客様が当社の指定した日までに渡航手続書類等を提出しないとき。
- ② お客様から提出された渡航手続書類等に不備があると当社が認めるとき。
- ③ お客様が渡航手続代行料金、査証料等を指定した日までに当社に支払わないとき。
- ④ 当社の責によらず、本邦の官公署により旅券が発給されないおそれ又は再入国が認可されないおそれがあると当社が認めるとき。  
又は在日外国公館から査証が発給されないおそれがあると当社が認めるとき。
- ⑤ お客様が第7項の①から③までのいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 当社が渡航手続代行契約を解除したとき、またはお客様から渡航手続代行契約が解除された場合は、お客様はすでに当社が支払った査証料等及び当社がすでに履行した代行業務に関わる渡航手続代行料金を お支払いいただきます。

## 9. 当社の責任

(1) 当社は本契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。

(2) 次に例示するような当社の管理外の事由によりお客様が損害を被ったときは、当社は前号の責任を負いません。

- ① お客様の責に帰すべき事由による代行業務の不成功。
- ② 本邦の官公署により旅券が発給されないこと若しくは再入国が許可されないことまたは在日外国公館などの判断により、査証が発給されないこと。
- ③ 外国政府による出入国の拒否またはこれに準じた取り扱い。
- ④ 本邦または外国の法律等による処罰または処分。
- ⑤ 渡航先国の規則等の変更による処罰又は処分。

(3) 本項(1)の損害については、渡航手続代行業務が終了した日から6ヶ月以内に当社に対して請求があった場合に限り賠償する責に任じます。

## 10. 渡航手続代行契約約款について

この条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款（渡航手続代行契約の部）によります。当社旅行業約款は、当社ホームページからご覧になることができます。

ホームページ URL : <http://www.nittsu-ryoko.co.jp/>

## 11. 個人情報の取扱について

(1) 当社は、渡航手続代行業務の履行に際して知り得たお客様の個人情報について、お客様との間の連絡及び渡航手続の代行に必要な範囲内で、本邦の官公署、在日外国公館、その他渡航手続代行業務の履行を行うための委託先に提供させていただきます。

(2) 当社の個人情報の取扱に関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認願います。

ホームページ URL : <http://www.nittsu-ryoko.co.jp/>

# 海外旅行保険のおすすめ

企画旅行契約の特別補償規程により、当社は、お客様がご旅行中に被られた損害について一定の範囲で補償させていただきますが、怪我や病気の治療費等や手配旅行契約については補償がございません。外国における治療費用は相当高額になります。また加害者が外国の運送機関、宿泊機関である場合には、賠償を取り付けるのは容易なことではありません。その上、国によっては賠償額が日本と比較して非常に低いこともございます。安心してご旅行を楽しんでいただくためにも、お客様自身及び携行品などには必ず海外旅行保険をかけられますようお勧めいたします。詳細は販売店係員までお尋ねください。